



曾於市 Agriculture Committee Magazine Of SOO-City

農業委員会だより

平成 20 年 3 月発行〈第 3 号〉 曾於市農業委員会

豊かな自然の中で
生命の鼓動を感じるまち



国の指定産地を受けている大隅地区の白菜の収穫

おもな内容

- ◇会長あいさつ
- ◇市長へ政策提言
- ◇農地転用について
- ◇農業者年金について
- ◇認定農業者紹介
- ◇農作業別標準賃金&標準小作料
- ◇全国農業新聞の購読&農業委員名簿

本年は
**「農業委員
統一選挙」**
の年です！



会長あいさつ

曾於市農業委員会

会長 原田 石郎



農業委員会だよりの発行にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、かねてより農業委員会の運営・業務に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、国においては平成17年3月閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を基に担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地の利用集積の促進など大きく7項目に取り組んでおり、平成20年度で3年目に入ることとなります。

一方、日本の農業は少子高齢化の進行や外国からの農畜産物の輸入により大きく圧迫されており、曾於市においても高齢化の進行や担い手の減少等により優良農地の荒廃が進み遊休農地も増えつつあります。

私たち農業委員会では平成19年8月から9月にかけて農地パトロールを実施いたしました。その結果、曾於市内で約100㍊の遊休農地が判明しました。

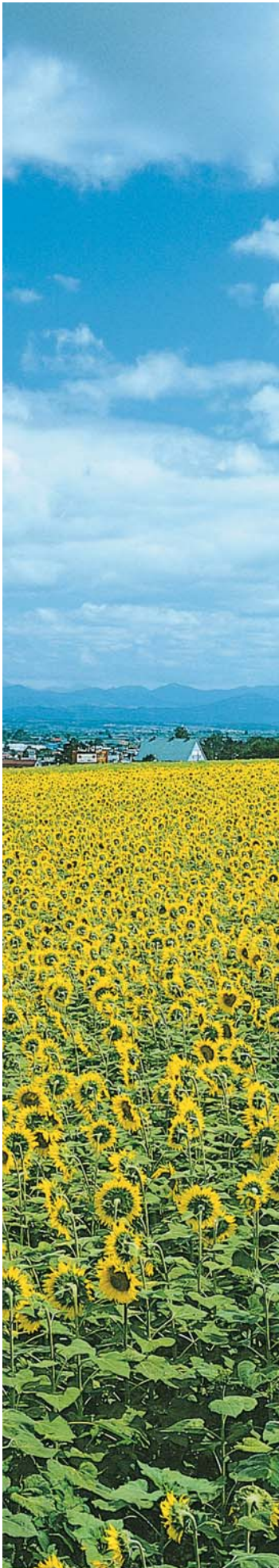
農地が荒れたことについては、それぞれ理由があると考えられますが、農業委員会ではこれらの現実を直視ながら、農政等についてこれからも市へ建議してまいります。

また、農業経営の確立と経営改善の状況や課題について認定農業者との意見交換会も実施しました。これらの会でも出されました貴重な意見については国や県に政策提言をさせていただきます。

曾於市農業委員会では住民の意思を尊重しながら曾於市の基幹産業である農業を守り発展させるため、優良農地の確保、有効利用、担い手農家への農地の集積、遊休農地の解消等に積極的に取り組み、地元に通じた農業委員が統一的に、また公平・迅速に対応するよう取り組みます。

我が組織では平成17年7月1日合併してから、農地部会方式にて運営をして参りましたが、曾於市行政改革大綱及び組織機構の再編計画を受けて、平成20年4月から総会方式へ移行することとしております。

今後とも、行動する農業委員として、農家や地域の期待に応えられるよう努力していく所存でございますのでご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



市長へ政策提言

平成19年12月7日原田会長・橋口農政部長が、池田市長に対し下記の事項について、政策提言をいたしました。

1 曾於市農業振興政策について

- ①近年、遊休農地・売却希望農地等の増加など、農業を取り巻く情勢は厳しいものがある。そのため農地の有効利用、規模拡大農業者への農地集積など農業委員活動を活発に展開するため、また、農業の体質強化を推進するうえからも農業委員会に関する予算措置と事務局体制の強化を行うこと！
- ②平成19年産米については、早期地帯の台風被害による減収、普通期米の平年作以上の作況指数及び消費低迷による米価の下落となったものであるが、平成20年度以降の米生産の安定対策については、将来の水田農業の経営維持、水田の果たす水と緑の保全等を含め、全米作農家が参加する適正な転作の推進等、また担い手が不足する地域における集落営農に対する支援等、行政が自らその指導力を発揮するとともに国の農政に対し強く要請を行うこと！
- ③茶・園芸作物については、霜と乾燥被害の発生する時期の灌水が極めて重要であり、畑かん利用による近代的農業システムの確立以外にないことを考慮したとき、「曾於東部・曾於北部・曾於南部」畑かん事業の早期完成と利活用の推進を強く求める！また、畑かん事業に係る水の利用については、多くの農家から多目的利用の意見が多く出されているので、水の拡大利用について検討いただきたい！



2 農政の充実と見直しについて

- ①品目横断的経営安定対策における対象農家の経営基準面積の見直し（基準面積引き下げ）、対象品目の見直し、支援基準の緩和対策の強化について、国へ強く要請を行うこと！
- ②トウモロコシのバイオエタノール燃料への転換等により、畜産飼料が高騰しており、経営の安定を図る飼料基金制度について、畜産主産地の曾於市として全国に先駆け基金の積み上げに伴う国の政策支援を要請すること！
- ③肉用牛子牛売り上げに係る特段の施策と免税措置特別法の継続を強く要請すること！

3 農業開発総合センター大隅支場の利用について

大隅支場の有効活用につながる大型特殊免許及びけん引免許の定期的な試験の実施に向けて、鹿児島県へ要請すること！

4 食育の推進について

我が国の食生活は、伝統的に主食である米と魚、野菜、大豆などの副食が中心であったが、脂質の消費の増加に伴い米の消費が減少したことなどから、「地産地消」に取り組むと同時に、我が国や世界の食糧事情についても広く市民に学習機会を提供するとともに積極的な食育の推進を図られたい！

農地の転用には



許可が必要です!!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。締切日は、毎月10日（10日が土日の場合は翌日）です。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- ・自己所有農地に杉、くぬぎを植林する
- ・自己所有農地に住宅、畜舎等を建てる など



5条申請……他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- ・住宅を建てるため農地を買う、借りる
- ・資材置場、駐車場として利用するため農地を買う、借りるなど

★転用事業資金の総額が300万円を超える場合については、資金証明書（預貯金残高証明書や金融機関からの融資〔予定〕証明書等）の添付が必要となりました。

※仮設事務所など農地を一時的に利用する場合、盛り土などにより農地の形状を変更する場合にも許可または届出が必要です。事前に農業委員会へ相談されるようお願いいたします。

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。

農業者年金制度の

ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第 1 号被保険者**(保険料納付免除者でないこと)で、**年間 60 日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額 20,000

円から 67,000 円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。「特定保険料」は、政策支援（下記表 1 参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

- 次世代を担う若い **農業後継者等** に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が 20 年以上見込まれること及び農業所得が 900 万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額为国庫補助額を含めて 20,000 円となります。

【表 1】

区分	補助対象者	国庫補助額 () は自己負担分	
		35 歳未満	35 歳以上
①	認定農業者で青色申告者		
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）	10,000 円 (10,000 円)	6,000 円 (14,000 円)
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で 3 年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (14,000 円)	4,000 円 (16,000 円)
⑤	35 歳未満の後継者で 35 歳まで(25 歳未満の者は 10 年以内)に①の者になることを約束した者		—

- **女性農業者（配偶者、後継者の妻）** も自分名義の農地がなくても、加入要件を満たしていれば、加入できます。最近女性農業者の方々の加入が増えています。

※表 1 の③のように家族経営協定を結んでいる配偶者は、政策支援も受けられます。

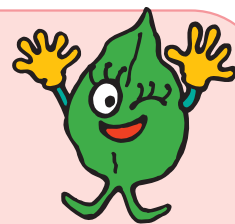
- 農地を利用しない畜産農家、施設園芸農家、キノコ栽培農家等の方々も、加入要件を満たしていれば、加入できます。

※表 1 に該当すれば政策支援も受けられます。

- 諸事情により旧制度に伴う「特例脱退一時金」を受給された方も、60 歳未満で加入要件を満たしていれば、加入できますので、改めてご検討ください。

※ 40 歳以上の方は、政策支援が受けられませんので、ご注意ください。

認定 農業者紹介



曾於市末吉町岩崎 2952 番地(丸山上自治会)にお住まいの川嶋一郎さん(55歳)は、茶専業農家(650a)で、現在経営者クラブ北部地域部長として頑張っておられます。

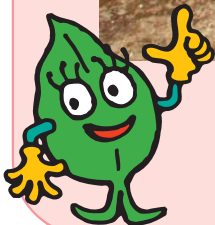
現在、ドリンク茶台頭の中、リーフ茶に重点を置き、良質茶生産を目指すとともにコスト削減を図っておられます。

後継者については、娘さんが2人のため、まだ未定とのことですが、夫婦二人して高いモチベーションを保ちつつ、茶生産に励んでいきたいと考えていらっしゃいます。



川嶋一郎さんご一家(自宅近くの茶畑にて)

(写真左より妻の昇子さん、川嶋一郎さん)



平成 20 年度 農作業別標準賃金表

平成 20 年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。
 整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

作業の種類		区分	標準賃金	備考		
一	般	重 作 業	5,500 円	1 日 8 時間労働		
		軽 作 業	5,000 円			
水	田	荒 起	10 a 当 たり	4,000 円	イタリアン跡地 5,000 円	
		中 代	〃	3,000 円		
		植 代	〃	6,000 円		
		田 植 え	〃	6,500 円		
		水 稲 育 苗	1 箱 当 たり	550 円		
		稲刈り	バインダー	10 a 当 たり	6,000 円	ヒモ代を含む
			コンバイン	〃	13,000 円	ヒモ代は別途料金
		脱 穀	コンバイン袋(1袋)	400 円	結束機付きは 100 円増 (1 袋当たり)	
サ ブ ソ イ ラ ー	10 a 当 たり	3,000 円	排水作業			
一	般	ロ ー タ リ ー 耕 転	〃	4,000 円	イタリアン跡地 5,000 円	
		深 耕 ロ ー タ リ ー	〃	11,000 円	深さ 50cm	
		マ ル チ 作 業	1 本 当 たり	2,500 円	1 本 400 m, 資材費本人負担	
		同 時 マ ル チ (テロン)	〃	3,000 円	1 本 400 m, 資材費本人負担	
		土 壌 消 毒	テ ロ ン 1 缶	3,000 円	10 a 当 たり 1 缶, 鎮圧は別途料金	
		プ ラ ウ 耕 起	10 a 当 たり	4,500 円		
		プ ラ ソ イ ラ ー	〃	3,500 円		
		甘 藷 つ る 切 り	〃	5,000 円		
甘 藷 掘 り 取 り	〃	4,000 円				
飼	料 (播種・収穫等) 作業	トウモロコシ播種	〃	3,500 円	種子代は本人負担	
		コーンハーベスター	〃	15,000 円	1ヶ所 10 a 以上	
		イタリアン刈取	〃	3,000 円		
		イタリアン集草・反転	〃	1,000 円	1 回 当 たり	
		イタリアン梱包	1 梱 包	120 円	ヘイベラー (ヒモ代を含む)	
		ロールラッピング	1 ロ ー ル	3,000 円	標準 (直径 1 m × 高さ 1 m)	
		ロール (ラップなし)	〃	2,000 円	標準 (直径 1 m × 高さ 1 m)	
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)		2 t 車	12,000 円	土着菌入り有機堆肥で、土づくりを図りましょう!		

※消費税は含まれていません。

☆ この表の標準賃金は、市内外の農作業等の賃金等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われまふので、標準額を参考に両者で話し合つて、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

- 曾於市農業委員会 (財部支所内) …… ☎ **0986-72-0947**
- 曾於市農業委員会末吉分室 …… ☎ **0986-76-8818**
- 曾於市農業委員会大隅分室 …… ☎ **099-482-5959**
- 曾於市有機センター …… ☎ **0986-28-8440**
- 曾於市土壌分析室 …… ☎ **0986-76-7347**

※土づくりは土壌診断から！土壌診断 (無料) をご利用ください。

曾於市標準小作料

この標準小作料については、小作料の適正を図るため、農業委員会で取り決めたものです。小作 (賃貸借) については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この小作料を基準として、賃貸人・借入人相互で十分協議のうえ契約してください。

平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日

農地の区分		標準小作料 (10 a 当 たり)
田	上の部	18,000 円
	中の部	10,000 円
畑	上の部	10,000 円
	中の部	5,000 円

“全国農業新聞”の購読を！



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行

定価 月600円(送料を含む)

申し込みは…

曾於市農業委員会事務局（財部支所内・TEL0986-72-0947）、
末吉分室(TEL0986-76-8818)、大隅分室(TEL099-482-5959)まで！

曾於市農業委員名簿

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
1	原田石郎	(大隅地区)	099-482-3540	会長
2	鮫島三夫	(大隅地区)	099-482-3646	
3	徳永孝志	(末吉地区)	0986-76-4929	
4	西 聡一郎	(財部地区)	0986-75-1665	
5	橋口康則	(末吉地区)	0986-76-1379	農政部会長
6	林 勝義	(大隅地区)	099-483-1411	
7	天辰八郎	(大隅地区)	099-482-2470	
8	長野修治	(財部地区)	0986-72-2717	会長代理
9	堀内孝志	(財部地区)	0986-74-2067	
10	吉満忠吉	(財部地区)	0986-72-3917	
11	坂野トメ	(大隅地区)	099-483-1151	
12	今鶴治信	(末吉地区)	0986-76-6086	
13	福岡義信	(財部地区)	0986-72-3298	財部地区農地部会長
14	川嶋ミツ子	(末吉地区)	0986-76-5629	
15	欠 員			
16	松元静俊	(財部地区)	0986-72-1418	
17	末平文明	(財部地区)	0986-72-2229	財部地区農地部会長代理
18	堀留美津子	(末吉地区)	0986-79-1933	

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
19	竹之内孝夫	(末吉地区)	0986-76-3565	末吉地区農地部会長代理
20	大迫義久	(末吉地区)	0986-76-6930	
21	坂口ハツ子	(財部地区)	0986-72-3009	
22	永吉 忠	(末吉地区)	0986-76-3657	農政部会長代理
23	森山清美	(大隅地区)	099-484-1087	
24	竹下一成	(大隅地区)	099-482-1294	
25	川添徳夫	(財部地区)	0986-74-2253	
26	富永つや子	(末吉地区)	0986-78-1105	
27	大村光弘	(大隅地区)	099-482-3185	
28	吉村忠文	(大隅地区)	099-482-4361	
29	石脇 勝	(末吉地区)	0986-78-1758	
30	津留辰矢	(大隅地区)	099-482-0283	大隅地区農地部会長
31	財部秋雄	(大隅地区)	099-482-1547	大隅地区農地部会長代理
32	森岡俊弘	(末吉地区)	0986-76-0092	
33	池田一信	(末吉地区)	0986-76-5247	末吉地区農地部会長
34	安藤 登	(末吉地区)	0986-76-0741	
35	鶴田順二	(大隅地区)	099-484-1073	
36	五位塚 剛	(末吉地区)	0986-79-1935	

農地等についてのご相談は、お近くの農業委員まで！

《編集後記》

3月を迎え、今回第3号の「農業委員会だより」を市民の皆様にお届けすることになりました。農地等についてのいろいろな疑問や質問、農業者年金等につきましては、最寄りの農業委員はもとより、農業委員会事務局（財部支所内）、末吉・大隅両分室へお気軽にお尋ねください。